

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
秦野市	北地区	令和4年3月23日	令和6年3月19日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	70.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	47.33ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	22.37ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.71ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.41ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.94ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者がいない、未定または不明の農業者の耕作面積の合計が約2.2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。・高齢化等により家族労働力が不足している経営体が多い。・鳥獣被害による農地の荒廃化、農業者の営農意欲の減退が見られ課題となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の農地の利用については中心経営体である認定農業者、法人が担っていくとともに、新規就農者の受け入れを促進することで対応していく。
農地の貸借については中間管理機構を活用していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	a	施設野菜 果樹 露地野菜	12 40 a 110	施設野菜 果樹 露地野菜	8 20 a -	北地区内
認農	b	露地野菜 麦類 豆類 水稻 そば	90 50 80 a 32 30	露地野菜 麦類 豆類 水稻 そば	- a	北地区内
	c	果樹 露地野菜	9 26 a	果樹	21 a	北地区内
認農	d	施設野菜	30 a	施設野菜	- a	北地区内
認農	e	施設野菜	17 a	施設野菜	10 a	北地区内
認農	f	施設野菜	36 a	施設野菜	- a	北地区内
	g	果樹(百目柿) 水稻 露地野菜	20 13 a 20	果樹(百目柿) 水稻 露地野菜	- a	北地区内
認農法	h	麦類・豆類・そば	204 a	麦類・豆類・そば	46 a	北地区内
認農	i	施設花き・花木 露地野菜 豆類 麦類	20 70 50 a 25	施設花き・花木 露地野菜 豆類 麦類	- a	北地区内
認農	j	施設花き・花木 露地花き・花木 施設野菜	17 1 a 3	施設花き・花木 露地花き・花木 施設野菜	- a	北地区内
認農	k	茶	280 a	茶	20 a	北地区内
認農	l	茶 露地野菜	250 20 a	茶 露地野菜	- a	北地区内
認農	m	茶	110 a	茶	- a	北地区内
認農	n	茶	330 a	茶	- a	北地区内
認農法	o	施設野菜	230 a	施設野菜	120 a	北地区内
認農法	p	そば	131 a	そば	19 a	北地区内

	q	露地野菜	55 a	露地野菜	45 a	北地区内
認農	r	施設野菜 水稻 芋類 露地野菜	20 15 30 ^a 20	施設野菜 水稻 芋類 露地野菜	- a	北地区内
認農	s	そば 果樹	97 21 ^a	そば 果樹	53 - a	北地区内
	t	露地野菜 茶	39 29 ^a	露地野菜 茶	11 21 ^a	北地区内
	u	露地野菜	63 a	露地野菜	- a	北地区内
計	21人		27.45 ha		3.94 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

アンケート結果により貸付け等の意向が確認された農地は約21.57haとなっている。
また、貸付申し出が提出されている農地は7筆、4,578㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、貸借を行う場合には原則として農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

地域ぐるみでの対策強化のため、UAV(ドローン)を活用した鳥獣被害対策重点取組地域の指定など環境整備、防除、捕獲の3つの基本対策を農業者、地域住民、関係団体及び行政が一体となって取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	横野791	598		
2	横野792	558		
3	横野793	558		
4	菩提501	753		
5	菩提502	99		
6	菩提685-1	1,001		
7	菩提1821	1,011		
	計	4,578		